

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年九月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和三年七月二十八日奈良県指令建第一〇八一一九号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和三年九月十七日建第九八五三号
公共施設に関する工事の検査済証 令和三年九月十七日建第五六九九号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

大和高田市春日町二丁目三四一番、三四二番一、三四三番一及び三四四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

石川県白山市松本町二五一二番地
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲

五 公共施設の種類、位置及び区域

緑地 大和高田市春日町二丁目三四一番、三四二番一、三四三番一及び三四四番一
の各一部